



27農畜機第1614号  
平成27年6月29日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純二 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 渡部 裕

監事 伊藤 純



### 監事監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、別添のとおり報告する。

(別添)

## 監事監査報告書

### 1 監査の方法の概要

監事は、機構の監事監査規程に基づき、理事長、副理事長、理事、業務監査室、企画調整部その他の職員（以下「役職員」という）と意思疎通を図り、幹部会、四半期ヒヤリングその他の重要な会議に出席し、かつ重要な決裁文書等を閲覧するなど、情報の収集および監査の環境の整備に努めた。また、監査計画に基づき本部内全部の部長等から、業務実績及び役職員の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関する状況報告を受け、必要に応じて説明を求めた。合わせて、業務監査室からは内部監査の実施状況の報告を受けるとともに、40名の管理職以外の職員に対して非公開のインタビューを実施し、機構におけるコンプライアンスの推進を含む内部統制の状況を確認した。機構には、総務省令に定める子法人は無いので子法人の監査は行っていない。

なお、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。また、会計監査人から会社会計規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方針に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### 2 監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 機構の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務執行について指摘すべき重大な事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認

められない。

- (4) 財務諸表に係る会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。
- (5) 事業報告書は法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

3 留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおり。

(1) 内部統制の状況について

ア. 情報セキュリティ

平成26年度当初に発生した外部からの機構システムへの不正アクセスを踏まえ、サイバー攻撃対策のための委員会設置、初期対応マニュアル策定・周知、検知機器の導入、外部専門家による監視等の必要措置を速やかに実施したほか、全役職員を対象に標的型メール訓練、外部講師による情報セキュリティ研修、eラーニング研修等を併せて実施し、全役職員の正しい理解と対応の徹底に努めた。また、農水省担当部局との緊急時の連絡体制を整備し、情報セキュリティの課題等について情報共有・交換を実施した。外部委託の情報セキュリティ診断の結果、緊急性のある重大な脆弱性は認められなかつたが、新たな脆弱性に対する攻撃に即した対策が益々短期に必要となってきていることから、個別の推奨事項を含め万全の措置を迅速に実施することが肝要と考える。また、それら対策実施に伴う体制及び必要予算について優先度を以て措置すべきと考える。

イ. 決裁事務の効率化と文書管理意識の継続強化

昨年度指摘した、事案に応じた決裁権限と回付先の見直しについては、各部での点検・変更を実施した結果、一定の効率化効果が認められる。一方で、文書内容については確証不備や記載誤り等が未だ散見されており、多くの部署で管理レベルの一層の向上が望まれる。決裁事務の効率化と併せ、管理責任の明確化と管理意識の強化を継続すべきと考える。

ウ. 海外出張経費の支出管理

海外出張においては、会計事務担当者は経費の予算実行計画を作成し、契約事務責任者の承認を受け、それに基づいて出張中の全ての支出行為を単独で行うことになっている。平成23年から海外駐在事務所を廃止したこともあり、調査・情報収集活動のための海外出張日数が増え、従来海外事務所が支払っていた弁護士費用なども出張者が対応することがあり出張に係る経費も増加している。出張

が長期化することで、出張前のまだ支出の詳細が固まらない時点で作成した予算実行計画で承認を受けることもあり、帰国後の精算で計画と実績が支出科目や金額で大きな差異を生じるケースが出てきている。

予算実行計画は具体的に煮詰まった時点で策定され承認を受けたものでないと、契約事務責任者と会計事務担当の分離による支出の管理が機能しないことになる。出張者のモバイル環境も安全面を含め相當に向上しており、出張開始後であっても支出が具体化した時点で予算実行計画の内容変更申請を行うなり、契約事務責任者からメールで支出承認を得るなりするなどの方法をルール化しておくべきと考える。

また、必要経費の増加に伴い持参する現金も増えてきているが、多くの出張先は外国人旅行者を狙った置き引き、スリ、強盗の多発地域と見なされるため、不慮の事故に遭わないよう高額の現金は極力持ち歩かないようにすべきである。弁護士や通訳への謝金、ホテルの滞在費などはリスク管理の観点からも全て本部からの振り込みかクレジットカード等での支払で対応する様早急に変更すべきと考える。

## 工. コンプライアンスの推進

副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会の下で、管理責任者（各部室等の担当理事）によるコンプライアンス意見交換会、内部監査時のコンプライアンスチェックシートによる確認やDVD視聴、新規採用職員・採用内定者・管理職昇任者らに対する研修、四半期毎のコンプライアンス推進の日の制定・啓発などの活動をしており、職員へのコンプライアンス意識の浸透は確実に進んできていると評価できる。

但し、それら活動のなかでDVD視聴会は休憩時間（昼休み）を利用して行われていることから、一部の職員の出席に弊害となっており、より多くの者の出席が可能となるよう時間帯の調整が望まれる。コンプライアンスの推進状況は、今や組織の内部統制の根幹を成すものであり、社会的評価にも大きく影響するものであることから、それら推進活動の一環であるDVD視聴を含む研修会は極力執務時間内に設定し、各管理責任者が職員に対し広く参加を呼びかけるべきと考える。

## (2) 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。))

機構は平成17年度から平成25年度まで「給与構造の見直し」及び管理職ポストオフ制度等の「新たな人事管理制度」等の改革を計画的継続的に行うことでラスパイレス指数を115.4から100.4まで大幅に低下させてきた。平成26年度

は前年までの既定制度を維持したまま人事院勧告を織り込んだだけであったが、ラスパイレス指数の仮集計は 101.8 と少し増加している。増加の正確な原因はまだ把握できていないながら、妥当と言える水準にあると考える。

ラスパイレス指数（対国家公務員給与指数）の推移								
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (仮集計結果)
対全国	131.2	129.6	126.4	124.1	121.4	117.8	116.5	118.3
地域・学歴勘案	111.9	110.9	107.1	105.4	103.6	101.3	100.4	101.8

(3) 理事長の報酬水準の妥当性（独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定））

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年度 1 月 20 日閣議決定）において、同種の個別の法令に規定された事業を、補助金等の用途に定められた財源により行う、行政事業型の成果目標達成法人に分類された法人の長の平均年間報酬は 16,996 千円（平成 25 年度）であり、機構の理事長の報酬はこれよりやや少ない 16,723 千円（平成 25 年度）である。また、理事長は農畜産業及び関連産業に関する業務を統括し、国内関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを發揮し的確に業務を遂行している。これらを踏まえると機構の理事長の報酬水準は妥当であると考える。

(4) 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（整理合理化計画）、独法の契約状況の点検・見直し（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）

競争入札の拡大に向け①随意契約等審査委員会による審査、②総合評価落札方式の導入③外部の弁護士等で構成する契約監視委員会の設置等に取り組んできている。平成 26 年度の随意契約は事務所の契約などやむを得ないと判断された 22 件（契約全体の 10.8%）となり、数字的には平成 25 年度の 18 件（契約全体の 10.3%）を上回る結果となった。今後も、入札の競争性の確保を徹底し、随意契約は真にやむを得ないものに限定するという姿勢を堅持してもらいたい。また、随意契約とせざるを得ないと判断されるものについては、明確な理由が確認できるように徹底してもらいたい。

区分	随意契約見直しの進捗								(単位:件、百万円)	
	平成24年度		平成25年度				平成26年度			
	件数	金額	件数	金額	対前年度増減		件数	金額	対前年度増減	
競争入札	85.6%	91.3%	83.3%	86.1%	件数	金額	83.8%	97.6%	件数	金額
	149	5,814	145	3,164			-4	-2,650	171	22,170
企画競争・公募等	4.6%	1.7%	6.3%	2.4%	3	88	-22	5.4%	0.5%	0
競争性のある契約	90.2%	93.0%	89.7%	88.5%				89.2%	98.1%	31
小計	157	5,924	156	3,252	-1		-2,672	182	22,289	26
競争性のない随意契約	9.8%	7.0%	10.3%	11.5%	1	421	-25	10.8%	1.9%	11
合計	100%	100.0%	100.0%	100.0%			-2,696	204	100.0%	100.0%
	174	6,369	174	3,673	0			22,721	30	19,048

(本表は全年度とも契約日ではなく履行日基準に統一して積算しなおしており、前年までの公表数字と一部異なっている。)

更に、競争入札における一者応札の解消については、参加資格・公告期間・仕様書等の見直しや入札不参加者に対する事後のアンケート調査を実施し、競争参加者の増加に向けた取組みを行っている。この結果、競争性のある契約件数全体に占める一者応札の割合は、平成25年度の16件(10%)から平成26年度で13件(7%)まで改善された。今後もこれら一者応札解消への取組みを継続していくべきと考える。

契約形態別応募者状況							(単位:件、%)	
契約方式	応募者数	平成25年度		平成26年度		対前年比		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	
一般競争入札	2者以上	120	88%	136	91%	16	113%	
	1者	16	12%	13	9%	△3	81%	
	計	136	100%	149	100%	—	—	
指名競争入札	2者以上	9	100%	22	100%	13	244%	
	1者	0	0%	0	0%	—	—	
	計	9	100%	22	100%	—	—	
企画競争・公募	2者以上	11	100%	11	100%	0	100%	
	1者	0	0%	0	0%	—	—	
	計	11	100%	11	100%	—	—	
合計	2者以上	140	90%	169	93%	29	121%	
	1者	16	10%	13	7%	△3	81%	
	計	156	100%	182	100%	—	—	

## (5) 補助事業実施主体の公募の取組み

畜産業振興事業においては平成26年度に19件の補助事業を行ったが、そのうち10件について事業実施主体を公募した。公募しなかった9件については、特定の施策実施のために設立された法人が実施するもの3件、一定の地域を対象とするもの1件、過年度の公募により採択された事業実施主体が行っている継続

事業 5 件であった。公募した 10 件に対して一者応募が 2 件あったが、畜産動産担保融資活用事業と畜産副産物適正処分等推進事業であり、いずれも事業実施主体に専門的知見や特別なノウハウ、事業実施者との連携等が求められる事業であった。

野菜農業振興事業については 7 件の補助事業を行い、そのうち事業実施主体が指定されていない契約野菜収入確保モデル事業と加工・業務用野菜生産基盤強化事業の 2 件について公募を行った。どちらも複数者の応募であった。

#### (6) 保有資産の見直し（整理合理化計画）

平成 21 度補正予算で措置された「畜産自給力強化緊急支援事業」の実施に伴う借受者からの返還金等に対応した不要となる資金については、平成 26 年 6 月に 1,085 百万円を国庫納付した。

放射性セシウム関連緊急対策として、平成 23 年度予備費で措置された国産牛肉信頼回復対策事業等の実施に伴う返還金等に対応した不要となる資金については、四半期ごとに国庫納付を行っており、平成 26 年度の納付額は 79,088 百万円であった。これらから不要となった資金については速やかに国庫に返納していると言える。

#### (7) 情報開示の状況

独立行政法人通則法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等により、公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められる。このほか、独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにより積極的に開示されている。

平成 27 年 6 月 29 日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 渡部裕人

監事 伊藤久也